

船員保険就学等援護費

平成 21 年 12 月以前に、職務上の事由により発生した遺族年金もしくは障害年金の受給者に対して、船員または家族の教育費や保育費の負担軽減を図ることを目的として支給しています。

船員保険就学等援護費には、「① 船員保険就学援護費」「② 船員保険就労保育援護費」の 2 つがあります。

なお、職務上の事由の発生が平成 22 年 1 月以降の場合は、労災保険からの支給となります。

支給対象者

① 「船員保険就学援護費」

(1)職務上遺族年金または職務上障害年金（障害の等級が 1 級から 3 級）の受給者のうち、次の学校等のいずれかに在学する者。

ア 学校教育法第 1 条に定める学校に在学する者

例）小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校 等

イ 学校教育法第 124 条に定める専修学校に在学する者

例）美容専門学校、調理師専門学校、ビジネス専門学校 等

ウ 職業能力開発促進法において、職業能力開発促進法施行規則第 9 条に規定する普通職業訓練もしくは高度職業訓練を受ける者

例）技術専門学校、産業技術専門学校、職業技術校 等

エ 国若しくは地方公共団体が設置する施設において職業に必要な技能およびこれに関する知識を習得することができるよう実施されている教育訓練等を受ける者

例）海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校、水産大学校、国立看護大学校 等

※「エ」については、令和 4 年 4 月 1 日から新たに適用となりました。

(2)職務上遺族年金の受給者のうち、被保険者であった者の死亡当時その者の収入によって生計を維持していた当該被保険者であった者の子で、現に上記アからエの学校等のいずれかに在学する者と生計を同じくしている者。

(3)職務上障害年金の受給者のうち、現に上記アからエの学校等のいずれかに在学する者と生計を同じくしている者。

② 「船員保険就労保育援護費」

- (1) 職務上遺族年金受給者のうち、保育を必要とする未就学の児童（以下「要保育児」）であり、かつ、当該要保育児と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園等に預けられている者。
- (2) 職務上遺族年金受給者のうち、被保険者であった者の死亡当時その者の収入によって生計を維持していた要保育児である当該被保険者であった者の子と生計を同じくしている者であり、かつ、就労のため当該要保育児を保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園等に預けられている者。
- (3) 職務上障害年金受給者のうち、要保育児である当該受給者の子と生計を同じくしており、かつ、当該要保育児を当該受給者と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園等に預けている者又は要保育児である当該受給者の子と生計を同じくしており、かつ、就労のため当該要保育児を保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園等に預けられている者。

支給額

(1) 「船員保険就学援護費」

- (1) 小学校に在学する者等 月額 15,000 円
- (2) 中学校に在学する者等 月額 21,000 円
(通信課程に在学するものにあつては月額 18,000 円)
- (3) 高等学校に在学する者等 月額 20,000 円
(通信課程に在学するものにあつては月額 17,000 円)
※専修学校の高等課程、一般課程および国等が設置する施設において中学卒業者もしくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者等を含む。
- (4) 大学に在学する者等 月額 39,000 円
(通信課程に在学するものにあつては月額 30,000 円)
※専修学校の専門課程、公共職業能力開発施設においては普通職業訓練を受ける者もしくは高度職業訓練を受ける者等を含む。

② 「船員保険就労保育援護費」

要保育児一人につき月額 9,000 円

注) 船員保険就学援護費及び船員保険就労保育費の支給額については、子どもの学習費調査及び消費者物価指数に基づき、毎年度見直しが行われます。
上記の支給金額は、令和 6 年度の支給額となります。

お手続き

お手続き方法など詳細につきましては、全国健康保険協会 船員保険部にお問い合わせください。

102-8016
東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14 階
全国健康保険協会 船員保険部
03-6862-3060